

# 平成29年度事業計画書

自 平成29年 4月 1日

至 平成30年 3月 31日

## 【平成29年度の重点事項】

1. JAS制度を巡る様々な動向を踏まえ、農林水産省の指導の下、関係団体とも連携を図りながら、特に、新しいJAS制度の運用について積極的に協力する。
2. 関係団体の協力を得て、下記の諸事業の実施等を通じ、JAS制度の普及啓発に努める。

## 【諸事業の実施】

### 1. JAS普及啓発事業

#### (1) 広報誌の発行等

広報誌「JAS情報」については、JAS制度に関連する情報を中心として内容の充実に努めながら毎月1回発行し、JAS関係団体・事業者、関係行政機関、消費生活センター、消費者団体等に配布する。

また、迅速な情報の提供を行うため、JAS制度等に関する最新情報について、メールマガジンを発行する。

#### (2) 媒体広告

JAS制度を分かりやすく解説した媒体広告を掲載する。

#### (3) イベントへの出展等

政府主催の「食育推進全国大会」等のイベント会場において、JAS制度に関するポスターやパネル及び林産物を含むJASマーク品の展示を行うとともに、JAS制度に関するパンフレットやJASマークのついたグッズを配布する。また、食育の一環として、学校教育へのJAS制度のPRを図る。

### 2. JAS講習事業等

#### (1) 食品製造業品質管理担当者等JAS一般講習会の開催

JAS認定製造業者の品質管理担当者及び格付担当者等を対象とする講習会のうち、食品関係の共通分野についての一般講習会を開催する。

(2) 有機関係 J A S 講習会の開催

有機加工食品等の認定の技術的基準に規定される資格者を対象とした有機関係 J A S 講習会を開催する。

(3) 各種セミナーの開催

時宜に適した各種セミナーを開催する。

**3. J A S 規格集等作成配布事業**

J A S 規格及び品質表示基準等の制定・改正の都度発行するほか、制度全体の解説書である「J A S 制度の手引」を適宜改版し発行する。

**4. 時事問題対応活動等**

J A S 制度に関係する時事問題等について情報提供に努めるとともに、必要に応じ関係当局に要請する等の対応に努める。

**5. 諸会議の開催**

当協会の円滑な運営を図るため、総会及び理事会のほか、会員団体等との意思疎通と情報交換を推進する連絡協議会等を適宜開催する。